音更町附属機関設置条例の一部を改正する条例

音更町附属機関設置条例（平成２２年音更町条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部音更町健康増進計画推進委員会の項担任する事項の欄を次のように改める。

| |
|---|
| 次に掲げる事項について、審議を行うこと。<br>１　健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第８条第２項の規定に基づく音更町健康増進計画に関すること。<br>２　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）第８条第１項の規定に基づく音更町新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること。<br>３　その他健康増進等に関し必要な事項 |

別表町長の部音更町人・農地プラン検討会の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 音更町地域計画検討会 | 農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第１項の規定に基づく地域計画に関する事項について、審議を行うこと。 | １２人以内 | ２年 |

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。